

西米良村・景観ムラづくり
景観計画

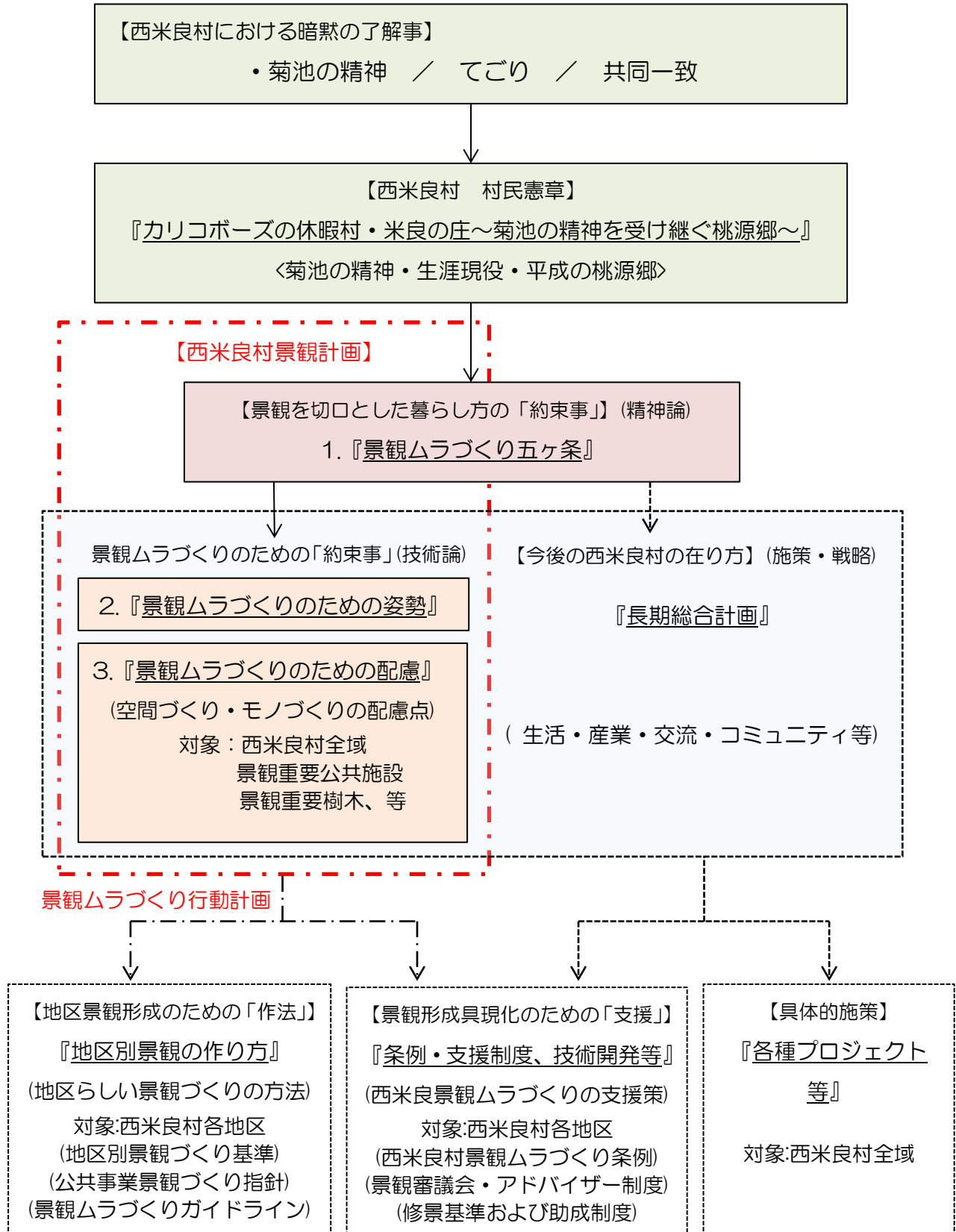
平成27年4月
西米良村

目次

0. 景観を切り口とした西米良ムラづくりの考え方	・・・ 1
1. 景観ムラづくりの基本方針	・・・ 2
2. 景観計画区域内（全村域対象）における 景観ムラづくりの「基本的な姿勢」	・・・ 4
3. 景観計画区域内（全村域対象）における「配慮事項」	・・・ 4
4. 今後の取り組みについて	・・・ 10

西米良村・景観ムラづくり(景観計画)

0. 「景観」を切口とした西米良ムラづくりの考え方
(景観形成の基本的な考え方)



1. 景観ムラづくりの基本方針

《目指す姿》

『カリコボーズの休暇村・米良の庄～菊池の精神を受け継ぐ桃源郷～』

《景観形成の基本方針(案)》

西米良 景観ムラづくりのための“五ヶ条”＝“原則”

本村の景観計画の策定にあたっては、以下に示すような、豊かな自然と山村文化、そして菊池の精神を受け継ぐ、景観ムラづくりの基本的精神を“五ヶ条”として設定する。

「西米良 景観ムラづくり “五ヶ条”」

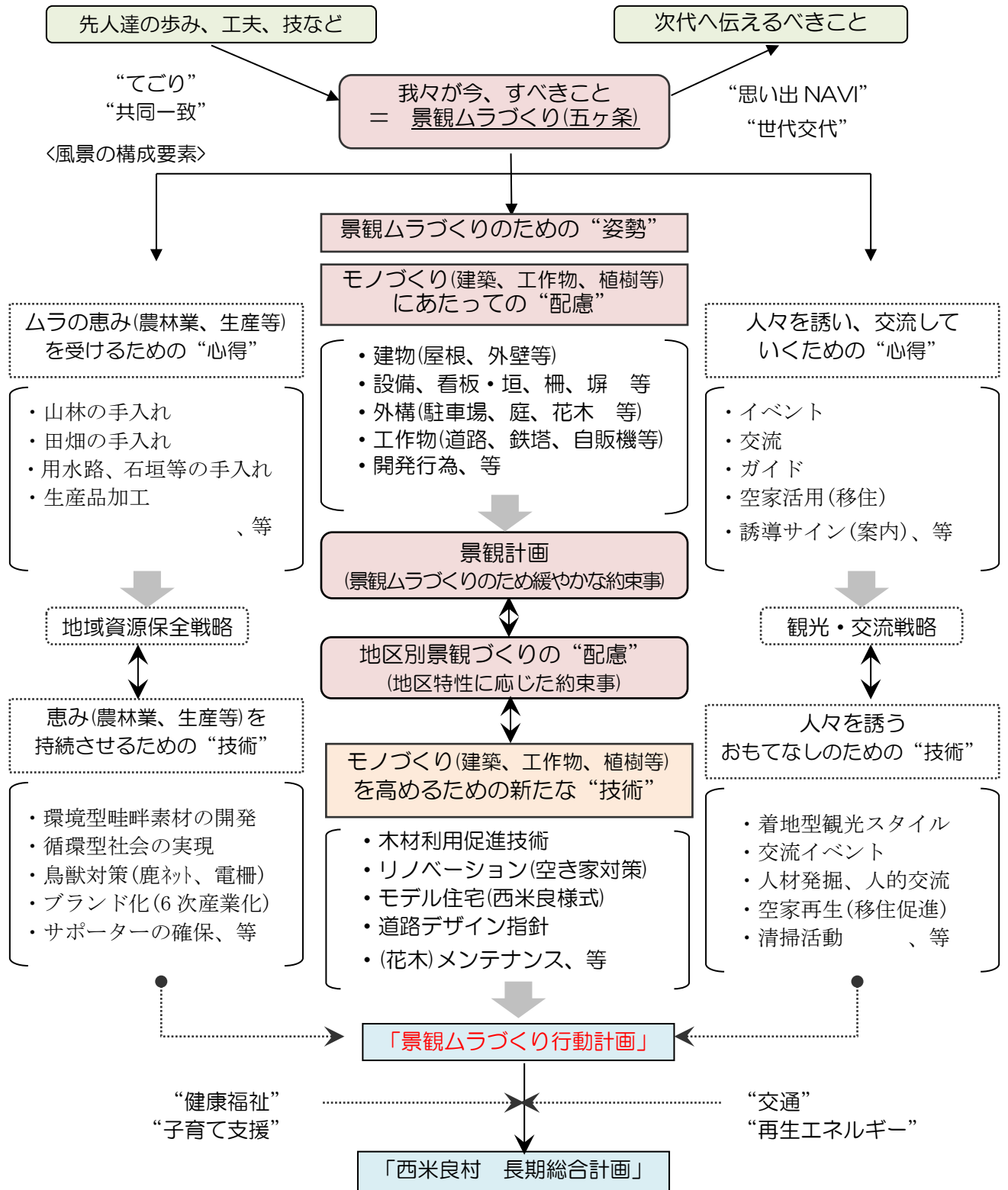
- 西米良の豊かな自然と山村文化、歴史がわたしたちを育ててくれました。
西米良の農山村風景や山々の景色は、西米良に住む人々が厳しい自然環境や社会状況と闘って、生まれ、守られ、受け継がれてきたものです。その履歴や想いを村民みんなで認識します。
- 西米良の暮らしは、村の風景そのものです。
村に住み、生活すること（暮らし方）そのものが、西米良の風景を形成してきました。わたしたちは、この暮らし方に、村民誰もが誇りと愛着が持てるようにします。
- 現代の桃源郷の魅力をさらに高めていきます。
西米良では、常に様々な努力、工夫と知恵、“てごり”※によって、この風景を形づくってきました。この財産をすり減らすことなく、さらに新たな魅力や価値を創りだしていきます。
- 西米良の魅力を通じて、豊かな交流を生みだしていきます
都市部からの来訪者は、そのような風景や景色、暮らし方等に惹かれて西米良村を訪れ、豊かな交流を生み出してきました。
- そして、次代を担う子どもたちに、この西米良の魅力を受け継いでいきます。

※「てごり」

現在のように農機具等が十分でなかった時代、農作業において、季節的、一時的に労働力が不足する際に、労働力を相互に交換し補う「相互扶助制度」「助け合い」の意味。

《景観ムラづくり計画で設定する“約束事”の構成》

西米良 景観ムラづくりのための“五ヶ条”＝“原則”



2. 景観計画区域内（全村域対象）における景観ムラづくりの「基本的な姿勢」

- ・私たちは、石積みや棚田、水路等の村の生活を支えてきた技術を大切に守り、受け継いでいきます。
- ・私たちは、地区の伝統芸能や集落の祭礼行事を守り、次の世代へ引き継いでいきます。
- ・そして、新たに建築、建設等する場合には、「配慮事項」に基づき周囲の風景へ気配りしていきます。

3. 景観計画区域内（全村域対象）における「配慮事項」

項目	内容
建築物 及び 工作物 形態意匠の 制限	<p>【 屋根の形状・素材・色彩 】(配慮-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さや屋根形状等は、周囲の既存建築物と調和させましょう。 <p>【 壁の形状・素材 】(配慮-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面の形状や配置については、周囲の既存建築物と調和させましょう。 ・木製を推奨しますが、やむを得ず新しい材料を使う場合には、色や質感は自然の素材に近いものを使用しましょう。 <p>【 建築設備等 】(配慮-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室外機、配管、配線は、通り等の公共空間から見えにくいように配慮しましょう。 <p>【 敷地内の垣・柵・塀 】(配慮-4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家の周りを囲うようなブロック塀等は、極力控えましょう。生垣等で連続性を保つなど周囲の風景と調和したものにしましょう。 <p>【 看板等 】(配慮-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風景と調和したものとしましょう。 <p>【 自動販売機 】(配慮-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどに配慮しましょう。 <p>【 工作物の位置、色彩 】(配慮-7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄塔など高さのある工作物を新設する場合、位置や配置、色彩などは周囲の環境と調和させましょう。 ・落ち着いたある色調を用いるなど周辺の環境と調和させましょう。 ・公共空間から見えるコンクリート擁壁等は、緑化事業で目隠しするなど周囲の風景と違和感がないように配慮しましょう。
建築物・工作物の高さ最高 限度	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物と工作物の高さは、主要な通りや重要な視点場から見通しを遮らない高さとしましょう。 ・住宅、店舗、事務所などの建築物の高さは、周囲との調和に配慮しましょう。 (配慮-1)に準じます
開発行為等	<p>【 立木竹の伐採 】(配慮-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採の規模は必要最小限とし、山ザクラ等の樹木は特に保全に努めましょう。 <p>【 土地の形質の変更等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形状を変更する土地の範囲は必要最小限としましょう。 ・既存の土地の形質及び樹木の保存に努めましょう。 <p>【 鉱物の採掘等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・露天掘りによる鉱物の採掘、並びに土石の採取については、自然的、景観的、社会経済条件に鑑み、必要最小限としましょう。 ・当該行為が地区の景観に著しい影響を及ぼさないものとしましょう。

- 「モノづくりにあたっての“配慮”」の内容を事例等で以下に、解説します。

《建築物及び工作物》

『配慮-1・住宅等を新築、建替える時には、周囲の風景にも配慮してください』

【 屋根の形状・素材・色彩 】

- ・新築したり、建替えた建築物が、周囲の風景になじまなかったり、違和感が生まれると、地区の風景全体が損なわれてしまいます。建物の高さや屋根形状等は、周囲の既存建築物との調和に配慮しましょう。

『配慮-2・住宅等の外壁には、地元の木材等を使うことをお奨めします』

【 壁の形状・素材 】

- ・新築や建替えに際して、建物外壁の素材、形状や色彩等については、周囲の既存建築物との調和に配慮しましょう。
- ・地元の木材資源利活用の観点からも木材の使用を推奨しますが、やむを得ず新しい材料を使う場合には、色や質感は自然の素材に近いものを使用するように配慮しましょう。



▲事例・村所驛

- ・瓦葺き勾配屋根、外壁は木材や漆喰塗りとすることで落ち着いた雰囲気を出していますが、看板や三角コーンの置き方に配慮が求められます。
- ・建物の造り方は、景観ムラづくりのモデル的な建物として参考にしてください。

『配慮-3・建物の設備や外構にも、気配りしましょう』

【 建築設備等 】

- ・室外機、配管、配線は、通り等の公共空間から見えにくいように配慮しましょう。



▲事例・村所地区

- ・右手前の住宅は、配管の色を外壁と合わせることで目立たないように配慮されています。

『配慮-4・家の周囲は生け垣や花木などで彩るように配慮しましょう』

【 敷地内の垣・柵・塀 】

- ・生垣等で連続性を保つようにして周囲の風景との調和に配慮しましょう。



▲事例・板谷地区

- ・西米良の伝統的といえる家の構え。石積みの上に住宅が建てられ豊かな緑の生垣で覆われています。



▲事例・高原町

- ・生活に必要な「炊き物」が通りに向けて並べられ、花やユズが植えられ、道行く人を目や香りで楽しませ、季節を感じさせてくれる気配りが感じられます。

『配慮-5・看板を設置する場合は、周囲の風景になじむように配慮しましょう』

【 看板(屋外広告物) 】

・全国どこにでもある販促用の幟や看板の乱立は、村の風景を損なう要因となります。色調やデザインにも気配りし、周囲の風景との調和に配慮しましょう。



▲事例・串間市

・屋外に設置する誘導案内板などは地域統一のデザインのものを用い、情報をまとめるなど、周辺の美しい風景へ配慮されています。

▲事例・高鍋町

・看板や暖簾など、色調やデザインへの気配りによって、まちなみに配慮されています。

『配慮-6・屋外に看板や自販機等を設置する際は、周囲の風景に配慮しましょう』

【 自動販売機 】

・自動販売機を屋外に設置する場合は、色彩、設置位置などにも配慮しましょう。



▲事例・岩見银山(島根県)

・建物と同じ素材で自販機を覆うことで目立たないように配慮されています

▲事例

・自販機メーカーは、地域の景観に馴染むように原色以外のカラーサンプルを持っています。景観計画に基づき、村が要請すれば、地域に調和した色彩に変えることができます。

『配慮-7・工作物の位置や素材、色調も風景になじむように配慮しましょう』

道路や宅地の擁壁などの土木工作物や鉄塔などは、規模も大きくなるため、風景への影響も大きくなります。河川(湖面)や道路、公共施設などは、「景観重要公共施設」とすることで、計画段階から風景に馴染んだものとするための協議・調整やデザインコントロール等が可能となります。

民間の工作物等についても、周囲や視点場からの風景に馴染むように配慮しましょう。

【 工作物の位置、色彩 】

- ・携帯電話鉄塔を新設する場合、位置や配置などは周囲の環境との調和に配慮しましょう。
- ・落ち着いたある色調を用いることを基本とし、周辺的环境との調和に配慮しましょう。



▲事例・小川地区

- ・村営住宅のコンクリート擁壁です。整備にあたって、緑化等の修景方法を検討しています。



▲事例・小川地区

- ・美しい水田の背後に造られた道路のコンクリート擁壁が風景を損なっています。緑化等の工夫と配慮が求められます。



▲事例・小川地区

- ・携帯電話の鉄塔は、色彩を馴染ませても地区のスケールとは異なる巨大な工作物です。位置などについても事前の協議、調整が求められます。



▲事例・西米良村内

- ・各地区に残る石積みは、長い年月をかけて落ち着いた風合いが出てきます。生活を支えてきた技術を大切に守り受け継いでいきましょう。

『心得-8・木竹の伐採の際には、大切な樹木は守るように配慮しましょう』

【立木竹の態様】

- 伐採の規模は必要最小限とし、山ザクラ等の樹木は特に保全に努めるようにしましょう。

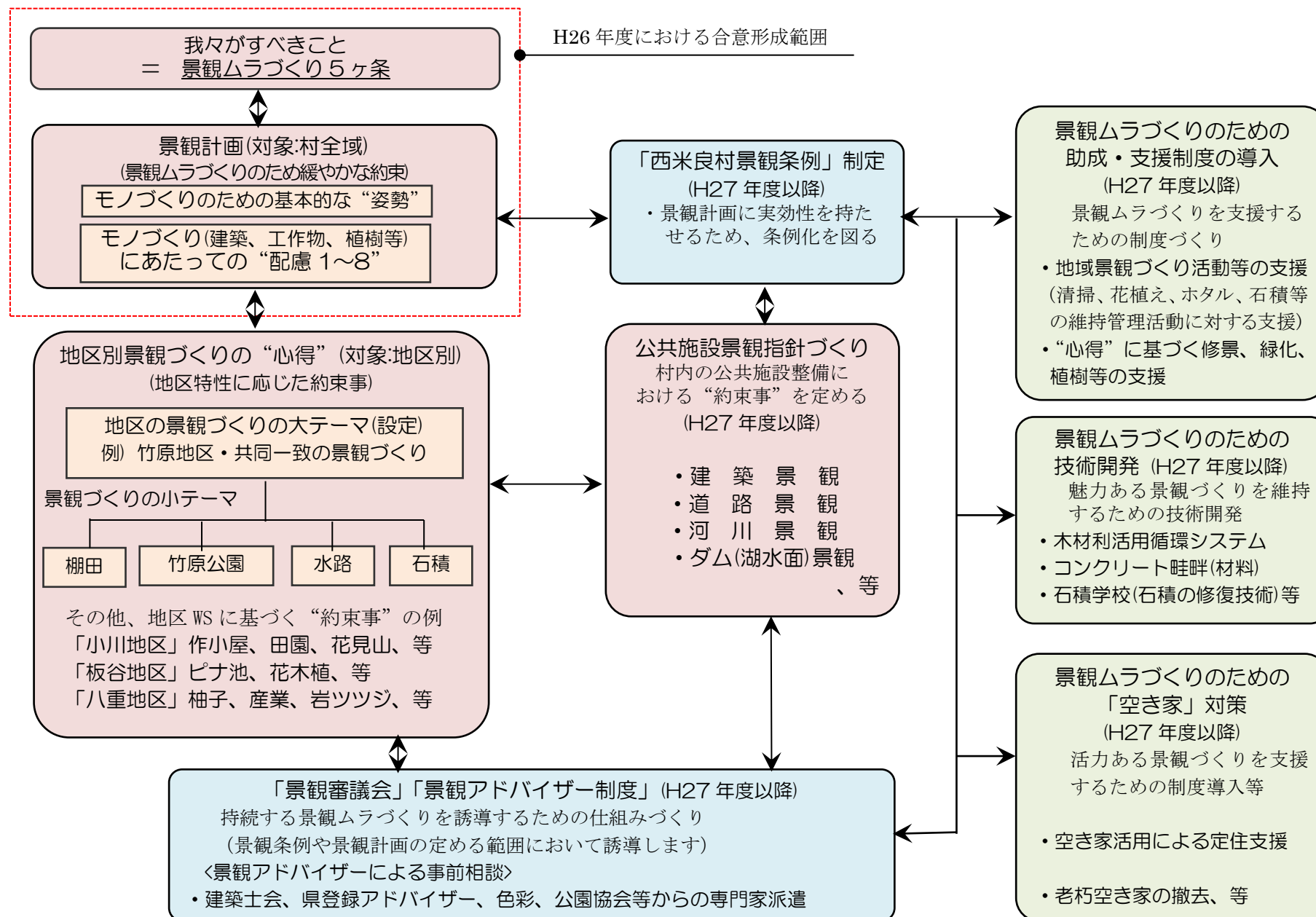


▲事例・山ザクラの風景

- ・村民の皆さんも来訪者も大切にしている西米良の春の風景、自然の恵みです。保全に努めるようにしましょう。

(C) Takahiro Ogawa

4. 今後の取り組みについて



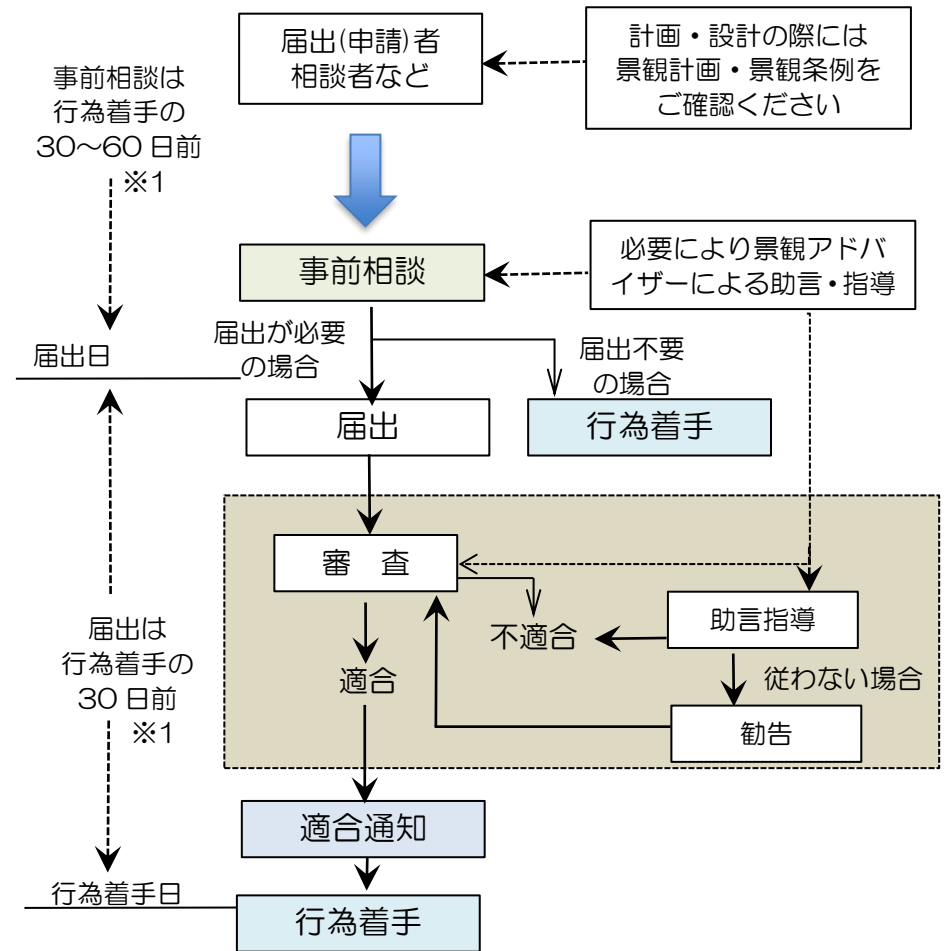
参考 1) 届け出の対象となる行為とその規模

届け出の対象となる行為		対象規模、等
建築物の建築等	新築、増築、改築若しくは移転	床面積が 10 m ² を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	変更面積が 10 m ² を超えるもの
	除外行為	・仮設のもの ・緊急的な機能(災害、事故、火災等)
工作物の建設等	新築、増築、改築若しくは移転	①建築基準法第 6 条 1 項の規定により、建築確認申請が必要となるもの ②土地に自立して設置する太陽光発電設備等
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
	除外行為	・仮設のもの ・地下に設ける施設
開発行為	開発行為	開発面積が 500 m ² 以上
その他	土地の開墾、形質の変更、土石の採取、鉋物の採取	500 m ² を越すもの、又は法面高さ 1.5m を越すもの 但し、以下は届け出対象外 ・農林業を営むためのもの (土地の開墾、水面埋立て、宅地造成を除く) ・土地改良法による土地改良事業
	木竹の植栽又は伐採	次に掲げるもの以外の木竹の伐採 ①農林業用に栽培、植栽、植林したもの ②枯損したもの又は危険なもの ③木竹の保育のために通常行われるもの(除伐、間伐、整枝、その他) ④自家の生活の用に充てるために必要なもの ⑤仮植したもの ⑥測量、調査又は施設の保守の支障となるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	道路から見通すことができる場所で、堆積の高さが 1.5m 以上、又は面積 100 m ² 以上

■ 景観条例に基づく届出手続きの方法

景観計画策定後に制定される景観条例に基づいて、左表に該当する行為を行う前には、事前の届出が必要となります。

基本的には、これまでと同様ですが、建築行為着手等の届出前に「事前相談」を受けていただくことになります。



※1 良好な景観に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には、行為着手までの期間を短縮できます。